

# 評価の内容点検で検討対象としている事例

## 【平成 19 年度の評価の内容点検の概要】

事実確認中の計 65 事例について主な疑問点を整理すると、概要以下のとおり。

### I 公共事業（計 24 件）

1. 便益算定に際しての仮想市場評価法（CVM）の適用の妥当性に疑問があるもの	2
2. 便益算定に際しての旅行費用法（TCM）の適用の妥当性に疑問があるもの	4
3. 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑問があるもの	6
4. 便益算定の前提となる軽減被害額等の妥当性に疑問があるもの	9
5. その他比較の対象となる代替案の設定の妥当性に疑問があるもの	11
6. その他便益算定に用いられているデータの信頼性に疑問があるもの	15
7. その他	16

### II その他の政策（計 41 件）

1. 設定されている指標がもっぱら政策の執行の状況を捉えており、政策効果に着目した指標の設定が望まれるもの	17
2. 設定されている指標が政策全体をカバーしておらず、指標の設定・評価方式のあり方について検討が望まれるもの	22
3. 設定されている指標と政策目的との関係が必ずしも明らかでなく、両者の関係をより明確化することが望まれるもの	25
4. 数値化等による指標の特定について改善が望まれるもの	26
5. 最終的な目標値に対応した中間年度の目標値の設定が望まれるもの	26
6. 判断基準について過去の実績を踏まえた見直しが望まれるもの	28
7. 従前設定されていた指標について当該年度の実績を踏まえた評価が望まれるもの	32
8. 測定指標等の状況と評価結果の結びつきの説明について改善が望まれるもの	35
9. その他	37

(注) 分類は総務省において便宜行ったものであり、個々の事例について複数の類型に該当するものもありうる。

## 【各事例の概要】

### I 公共事業（計 24 件）

#### 1. 便益算定に際しての仮想市場評価法（CVM）の適用の妥当性に疑問があるもの（4 件）

##### 事例 1-1 名古屋港中川運河地区港湾緑地整備事業（愛知県）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地を利用しないと回答した者については、以降のアンケートに回答しない様式になっており、緑地を利用する意思がある者のみの回答をもって支払意思額の推計が行われている。</li> <li>・ 緑地の存在価値を計測するのであれば、緑地を利用しないと回答した者の支払意思額を含めて便益の算定を行うべき。</li> <li>・ アンケート調査をやり直した上で、再度評価を実施すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本便益は、緑地の利用価値だけでなく緑地の存在価値を計測するものである。「利用しない」と回答した者を省いたのは、アンケート結果の集計に際して、信頼性を高めるために工夫した一つの方法である。</li> <li>・ なお、ご指摘の点も踏まえつつ、今後、同種事業において、より理論的な正当性、信頼性を保ちつつ、より効率的かつ経済的な調査方法を検討していきたい。</li> </ul>

##### 事例 1-2 堺泉北港堺 2 区海域環境創造・自然再生等事業（大阪府）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺泉北港堺 2 区に人工干潟（約 10ha）を整備するという本事業に係る受益者を、マニュアルにおいては、原則プロジェクトを実施する海域を地先水面とする市町村とされているにもかかわらず、大阪府内の全世帯としている。</li> <li>・ 大阪府全域の意向を満遍なく把握するためには、大阪府内の各市町村の世帯数等に比例して無作為にサンプルを抽出すべきところ、本アンケートの回答者は特定の地域に偏っており、また、特定の集団に対して行われている。</li> <li>・ アンケートの設計・手法を見直し、やり直した上で、再度評価を行うべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業については、当時より検討されていた基幹的広域防災拠点の前面で行われているものであり、防災拠点は通常時大規模な緑地として利用されるため、当該地区を訪れる者も広範囲に及ぶものと想定でき、京阪神地区全域を対象範囲とすることもできたが、調査実施の効率性等を考慮して、受益受益者は地先水面を背後圏とした大阪府全域とした。</li> <li>・ アンケートは、大阪府全域から訪れていると思われる各場所に参加・来訪している一般の方々に無作為に配布した。</li> <li>・ アンケート結果の分析について検討する。</li> </ul>

**事例 1-3 金沢城公園整備事業（石川県）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園を訪れた県内外の来園者を対象に行われたアンケートにおいて、費用便益分析を行う場合財の移転として相殺されるところと考えられる飲食・土産などへの消費額を含んだ「今回の移動で費やす費用」を調査し、これまでの公園整備に対する便益を算出している。</li> <li>・ 今後の復元整備に対する便益を計測するために行われたアンケートの調査が、母集団である県内世帯から無作為に抽出した標本ではなく、バイアスが生じていると考えられる公園来訪者のみを対象に行われている。</li> <li>・ 適切な費用対効果分析を行うためにも、アンケートのやり直しを行うべきではないか。</li> </ul>	<p>金沢城公園は、県外者が多数を占める観光施設であること、また、文化遺産の保護や新たな歴史的文化資産を創出する県民のシンボリックな役割を持つ公園であることから、石川県としては通常の「大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」では実態が反映されないと考え、仮想市場評価法などのアンケート調査により、便益を算出したものである。</p> <p>しかしながら、指摘のあったとおり、費用対効果の算定手法の一部に適切でない内容が含まれていたことから、費用対効果の算定手法について再検討を行い、その上で再評価を行う必要があるかを判断したい。</p>

**事例 1-4 福部海岸侵食対策事業（鳥取県）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<p>サンドリサイクルを主体とする、海岸保全施設の整備事業以外の事業も含めた「鳥取砂丘を保全するという目的」にかかる事業を念頭に置いて計測された支払意思額を、福部海岸及び湯山海岸における海岸保全施設の整備事業の支払意思額とみなして、当該事業の延長距離の比率で按分し、福部海岸の海岸環境保全便益を算出している。</p>	<p>CVMアンケートにある「千代川右岸の海岸の保全対策」としては、サンドリサイクルと福部・湯山海岸における海岸保全施設の整備と考えている。しかし、同アンケートでは鳥取砂丘を守るための税金として支払ってよい額を聞いており、サンドリサイクルは、一義的には鳥取砂丘の保全のために費用を要しているわけではないことから、費用を要しているのは福部・湯山海岸の事業のみとなるため、これらの事業で按分している。</p> <p>海岸環境保全便益の算定に当たっての鳥取県の考え方は以上のとおりである。</p> <p>なお、海岸環境保全便益について、仮に、今回アンケートの対象とした千代川右岸の海岸延長で支払意思額を按分した場合、当該便益は4.9億円となる。これと事例1-7で算出した海岸利用便益をもとに費用便益分析を行った場合であっても、費用便益比率は1を超えていることを鳥取県は確認している。(B/C≒1.5)</p> <p>今後も便益の計測にあたっては、精度に留意し、可能な限り正確に計測し、過大、過小にならないように配慮してまいりたい。</p>

## 2. 便益算定に際しての旅行費用法（TCM）の適用の妥当性に疑問があるもの（3件）

### 事例1-5 徳島小松島港沖洲地区港湾環境整備事業（徳島県）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母集団（港湾緑地背後半径 1.5km 以内の居住者）を代表しておらず、そもそも母集団から抽出されてすらいない標本（マリンプシア沖洲内企業就労者）に対するアンケート結果をもって「港湾来訪者交流機会増加」の便益を算定している。</li> <li>・ アンケート調査をやり直した上で、再度評価を実施すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾来訪者に対するアンケートの方法には、一部不備があると考えられる。</li> <li>・ 港湾来訪者に対するアンケート調査をやり直し、その結果を踏まえ、再度評価を実施するかどうか検討する。</li> </ul>

### 事例1-6 筑後川直轄総合水系環境整備事業（福岡県～大分県）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間の水辺利用者率を推計するにあたり、水辺利用者の割合が高いと考えられる夏期に行われた調査結果を年全体に適用して導いている。</li> <li>・ 水辺利用者の旅行費用の算出を県別のナンバープレート調査により行っているが、複数目的旅行者の旅行費用であっても、全額が本整備地区への旅行のために費やされた費用とみなされている。</li> <li>・ 旅行費用の算出を県別のナンバープレート調査により行っているため、近隣に居住する水辺利用者についても、遠方にある県庁所在地から来訪していることになっている。</li> <li>・ 上記のことから、本評価のような調査手法は適当ではないと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TCM手法を適用する際には、季節や利用目的等の条件について、よりきめ細やかな設定を行った調査を行うことで、より精緻な値の算出につながるものと認識している。</li> <li>・ 一方、きめ細やかな調査を行った場合には、これにかかるコストもより増大するという課題がある。</li> <li>・ このため、一定の条件制約下で算出したものであり適切であると認識している一方、よりきめ細やかな設定を行った調査を行うことで、より精緻な値を求める余地を残している結果であると認識している。</li> <li>・ 今後、同種事業においてより理論的な正当性、及び所用の精度、信頼性を保ちつつ、効率的かつ経済的な調査手法の確立に向け、努めてまいりたい。</li> </ul>

事例 1-7 福部海岸侵食対策事業（鳥取県）〔国土交通省〕（再掲）

主な疑問点	各府省の見解
<p>海岸利用便益を算出するに当たって、全ての旅行者について「鳥取砂丘への旅行が主目的である」として旅行費用を計測しており、複数目的旅行者について、旅行費用の配分がなされていない。</p>	<p>鳥取県を代表する観光地は鳥取砂丘であり、鳥取砂丘と並ぶような観光地は他になく、また、TCMアンケートを実施した全旅行者のうち大部を占める約8割が鳥取県の代表的な観光地は鳥取砂丘と答えていることから、鳥取砂丘への旅行は全て主目的として扱うべきものと考えた。</p> <p>海岸利用便益の算定に当たっての鳥取県の考え方は以上のとおりである。</p> <p>なお、海岸利用便益について、仮に、同アンケートの結果を用い、鳥取砂丘への旅行が主目的である旅行者を全ての旅行者の80%として旅行費用を計測し便益を算定した場合、当該便益は25億円となる。これと事例1-4で算出した海岸環境保全便益をもとに費用便益分析を行った場合であっても、費用便益比率は1を超えていることを鳥取県は確認している。(B/C≒1.5)</p> <p>今後も便益の計測にあたっては、精度に留意し、可能な限り正確に計測し、過大、過小にならないように配慮してまいりたい。</p>

### 3. 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑問があるもの（6件）

#### 事例1-8 水道水源開発施設整備事業（路木ダム）（熊本県天草市）〔厚生労働省〕

主な疑問点	各府省の見解
<p>少なくとも 1,300 m<sup>3</sup>/日の水量を新たに確保することにより、緊急揚水を行わなくとも渇水被害が生じないものと推計されているところ、現状の節水広報の実施基準である既存ダムの貯水率 70%を確保し、渇水被害を防止しなければならないとして 3,000 m<sup>3</sup>/日の水量を確保する必要があるとしている。</p>	<p>対象地域が唯一の水源としている既存ダムは流域面積が極めて小さく、その貯水量は降雨量に大きく左右され、特に少雨期には貯水率が低下し渇水被害が生じる。渇水期や少雨期には別河川からの一時的な緊急放流及び緊急揚水により断水被害を辛うじて免れているが、慢性的な渇水は依然として解消されていない。</p> <p>路木ダムの参画水量を定めるにあたっては、緊急放流等を行わなくとも 70%の貯水量を維持し渇水被害を生じさせないための既存ダムの取水可能量（緊急放流等を行わない場合の実績取水量（3,953 m<sup>3</sup>/日）－70%の貯水率を確保するために必要な取水抑制量（1,700 m<sup>3</sup>/日）＝2,253 m<sup>3</sup>/日）を算定し、将来の水需要量に基づく必要取水量（5,230 m<sup>3</sup>/日）との差（3,000 m<sup>3</sup>/日）を、新たに確保が必要な水量として路木ダムに求める必要がある。</p> <p>しかし、路木ダムの参画水量として 1,300 m<sup>3</sup>/日しか確保しないとすると、緊急放流等を行う必要はなくなるものの、既存ダムでの貯水率が最低 31.9%まで低下することとなり、毎年のように節水広報はもとより、渇水対策本部の設置や減断水被害が生じることとなるため、従前同様給水制限等の渇水被害を余儀なくされ、水源開発施設整備効果が全く発揮されないこととなる。</p>

#### 事例1-9 一般国道 439 号 郷拡幅（高知県）、一般国道 439 号 大峠バイパス（高知県）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<p>①現道の計画交通量について、別の道路整備事業を実施している他の国道からの交通量の転換を見込んでいる点、及び②走行時間短縮便益等について、「整備なし」の場合の交通量を、「整備あり」の場合に他の国道から転換してくる交通量を加えた台数と同数とした結果、走行時間にかかる費用等が大きく計測されている点等について、疑問があり確認中。</p>	

**事例 1-10 主要地方道西之表南種子線（鹿児島県）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<p>・評価書では、計画交通量を 260 台/日、事業の結果短縮される移動時間を 5 分と推計して、走行時間短縮便益を 57 億円と算定している。これは、国土交通省のマニュアルに準拠して試算した場合、最も便益が大きくなると考えられる場合（すべての計画交通量が最も時間価値原単位の高いバスで構成されるものと仮定した場合）の数値よりも高いものとなっている。</p>	<p>・本事業は工事区間が 5 箇所分散している事業であり、走行時間短縮便益は各区間それぞれにおいて算出している。</p> <p>・5 箇所のうち、1 箇所は平成 11 年度センサスを基に計画交通量を 260 台/日として算出し、残りの 4 箇所は平成 18 年の実測値を基に計画交通量を全て 2,620 台/日として算出している。また、設定速度は 5 箇所とも、「整備あり」の場合は 50km/h（法定速度）、「整備なし」の場合は 36km/h（未改良区内の平成 18 年実測値）としている。</p>

**事例 1-11 七里長浜港 鳴沢地区防波堤整備事業（青森県）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<p>冬期(12~3月)の静穏度が 74.9%である平成 17 年度であっても、冬期における入港実績はなく、年間で 49,870 トンにとどまっている取扱貨物量が、28 年度に冬期の静穏度が 79.3%となることにより、定時性のある安定した海上輸送が可能となるとして、今後約 10 年間で約 40 万トン増加すると推計している。なお、本港における通年の静穏度は、H17 年度が 89.2%、H28 年度が 92.3%と、約 40 万トン取扱貨物量が増加するとされている約 10 年間で 3.1%しか向上せず、特に春から秋にかけては、H17 年度が 96.4%、H28 年度が 97.7%とわずか 1.3%しか向上しない。</p>	<p>・「28 年度に冬期の静穏度が 79.3%になることにより、定時性のある安定した海上輸送が可能となるとして、今後約 10 年間で約 40 万トン増加すると推計している」のではなく、「防波堤の整備によって、通年の静穏度が大幅に向上することにより、利用企業は安定した海上輸送が可能となり、年間 45 万トンの石灰石の需要に対応することができる」ものである。</p> <p>・また、便益計算は、防波堤が整備された場合（WITH ケース）と防波堤が整備されない場合（WITHOUT ケース）の差で算出されるものであり、WITHOUT ケースの静穏度は 45%程度であり、ほぼ利用は出来ない状況である。この場合の取扱貨物量は 0 トンとも考えられるが、安全側の計算として 49,870 トン設定した。</p> <p>・なお、H17 年度は整備が進み大部分が完成していたため、一定の静穏度が確保されているものである。</p>

**事例 1-12 七類港 七類地区・猿渡地区複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル事業（島根県）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取扱貨物量が減少傾向にあり、評価においても将来取扱貨物量は横ばいであると推計し、隠岐汽船も当初計画していたフェリーの大型化への段階的な更新は難しいとする見通しを行っているという状況においても、なお 2,400GT 2 隻から 3,500GT 及び 6,000GT へのフェリーの大型化に対応した岸壁の整備が必要であるとしている。</li> <li>・ 現状と同量の貨物量を大型化されたフェリーで輸送するとした場合、輸送費用を現状よりも安価に設定することは難しいと考えられるにもかかわらず、フェリーの大型化に伴い輸送費用が安価になるものと設定されている。</li> <li>・ なお、隠岐航路については、冬期は 1 隻が 1 日 1 往復となっており、春～秋期は 2 隻がそれぞれ 1 日 1 往復するもののそれぞれの寄港地が異なっている。また、フェリーが 1 日 3 往復するとしている期間は、8 月 9 日から 17 日の 9 日間しかなく、2 隻のフェリーの寄港地をみると、「フェリーおき」は、七類－西郷間のみを 2 往復するのに対し、「フェリーくにが」は、西郷に加え来居、別府、菱浦間で運航しており、隠岐島側の寄港地がそれぞれ異なっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再評価時に隠岐汽船より、隠岐と本土を結ぶ重要な交通機関であるフェリーについては、その利便性、安定性を考慮し大型化する方針に変更はないとのヒアリング結果等をふまえ適切な評価を実施したものである。</li> <li>・ 便益の算出においては、マニュアルに基づき、貨幣価値換算する一般的な計測の手法として、船舶の大型化により単位貨物量あたりの海上輸送コストが削減されると想定した。</li> <li>・ なお、実際には、その他様々な効果が発生すること等を考慮した上で、運航ダイヤが適切に設定されるものと思われる。</li> </ul>

**事例 1-13 北九州港響灘地区国際海上コンテナターミナル整備事業（福岡県）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<p>需要推計と便益に計上されている PFI 事業者の営業収益について事実確認中。</p>	

#### 4. 便益算定の前提となる軽減被害額等の妥当性に疑問があるもの（2件）

##### 事例 1-14 神崎川都市基幹河川改修事業（本川工区）（大阪府）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<p>過去45年間の大阪府における最大被害額は昭和57年の63,460.4百万円（名目値）である一方、本事業が行われなかった場合の被害額は、最も流量規模の小さい10年に1回の確率で生じる水害の場合の被害額であっても550,348百万円となっており、デフレクターを考慮した場合でも、なお乖離が生じているものと考えられるなど、過去の洪水被害実績額と大きく乖離した被害額を想定して便益を算定している。</p>	<p>堤防は歴史的治水対策の産物であり、破堤の原因等の特定・予想は現時点の技術では困難なため、評価書における被害額は、計画高水量等を設定し、当該流量を越えると堤防が破堤するものと仮定し、算定している。ただし、実現象においては、堤防の性質、堤防への降雨の浸透・流水による洗掘の発生の有無や高水位の履歴や継続時間のみならず、地域の水防団による水防活動の状況などの様々な要因が複雑に関連し、破堤（決壊）という現象に至る。</p> <p>一方、水害統計の当該地域の被害は、破堤を伴っていない水害被害である。なお、昭和57年の被害額は物価上昇などの価格変動を反映していない当時の実績値であるが、算出している被害額は評価時点の値であり、同一の基準で比較したものではない。</p> <p>以上のような様々な要因により、実績額と評価書における被害額は数値上異なっているが、現在の知見においては、複雑に関連する全ての要因を想定し、被害額を算出することは困難であり、当該流量を超えればいつでも生じうる破堤のリスクを否定できない以上、現在の便益の算定が適当ではないとは考えていない。</p> <p>便益の算定にあたっては、様々な前提条件の設定を行っているところであるが、今後もより合理的な方法となるよう向上を図っていきたい。</p>

事例 1-15 藤波ダム建設事業（福岡県）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<p>過去 50 年間の最大被害額は昭和 44 年の 504 百万円（名目値）である一方、本ダムが建設されなかった場合の被害額は、最も流量規模の小さい 2 年に 1 回の確率で生じる水害の場合の被害額であっても 6,171 百万円となっており、デフレーターを考慮した場合でも、なお乖離が生じているものと考えられるなど、過去の洪水被害実績額と大きく乖離した被害額を想定して便益を算定している。</p>	<p>堤防は歴史的治水対策の産物であり、破堤の原因等の特定・予想は現時点の技術では困難なため、評価書における被害額は、計画高水量等を設定し、当該流量を越えると堤防が破堤するものと仮定し、算定している。ただし、実現象においては、堤防の性質、堤防への降雨の浸透・流水による洗掘の発生の有無や高水位の履歴や継続時間のみならず、地域の水防団による水防活動の状況などの様々な要因が複雑に関連し、破堤（決壊）という現象に至る。</p> <p>一方、水害統計の当該地域の被害は、破堤を伴っていない水害被害である。なお、昭和 44 年の被害額は物価上昇などの価格変動を反映していない当時の実績値であるが、算出している被害額は評価時点の値であり、同一の基準で比較したものではない。</p> <p>以上のような様々な要因により、実績額と評価書における被害額は数値上異なっているが、現在の知見においては、複雑に関連する全ての要因を想定し、被害額を算出することは困難であり、当該流量を超えればいつでも生じうる破堤のリスクを否定できない以上、現在の便益の算定が適当ではないとは考えていない。</p> <p>便益の算定にあたっては、様々な前提条件の設定を行っているところであるが、今後もより合理的な方法となるよう向上を図っていきたい。</p>

## 5. その他比較の対象となる代替案の設定の妥当性に疑問があるもの（6件）

### 事例 1-16 水道水源開発施設整備事業（安威川ダム・紀の川大堰）〔厚生労働省〕

主な疑問点	各府省の見解
<p>・ 新規ダム等建設案と代替案（工業用水の転用による水源確保）との比較検討の結果、新規ダム等建設案を採用することとしているが</p> <p>① 既存施設についても今後計画的に施設の更新を行い耐震性が確保される予定であるにもかかわらず、新規ダム等建設案にのみ震災対応機能を認め、「非常時の飲料水確保費用」を便益として計上している。</p> <p>② 既存施設の耐震化は、新規ダム等建設案、代替案問わず実施される事業であるにもかかわらず、代替案にのみ既存施設の耐震化に係る費用を加算して両案を比較している。</p>	<p>評価書では、安威川系及び紀の川系浄水施設が計画目標年次の平成 27 年度において地震等災害時に唯一確実に飲料水を確保できる施設であることから、新規ダム等建設案にのみ非常時の飲料水確保費用を効果額として加算しているところ。</p> <p>参考として、仮に、代替案で、2万m<sup>3</sup>/日に相当する既存施設を耐震化とした場合、耐震化に要する費用（維持管理費含）を投資額に加算するとともに、耐震化により発現する便益（非常時の飲料水確保費用）を効果額として加算することとなるが、その場合でも、効果額が両案同額で投資額が新規ダム等建設案のほうが安価となることから、新規ダム等建設案が効率的といえる。</p> <p>加えて、今回の評価書では便益を算定していないが、淀川での水質事故時における効果は、水源を淀川のみに依存している代替案では発現せず、淀川以外の水源（安威川及び紀の川）が確保される新規ダム等建設案にのみ発現しうるものであり、水道事業として水質事故対応を含めた各種危機管理対策が重要であるという観点から、新規ダム等建設案により淀川以外を水源とする浄水システムを確保することが必要不可欠である。</p>

**事例 1-17 増殖場造成事業（愛知県福江湾口地区）〔農林水産省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業開始当初に見込んだアサリ及びノリの漁獲量が事業実施後実際どの程度得られたのかを把握せずに十分に整備効果があったと評価している。</li> <li>・ アサリに下水道施設に見合うだけの水質浄化能力があるものとして自然環境・修復効果を算定しており、年間の下水道総事業費から当該年度の処理人口の増分を除して、「一人当たりの下水道事業費」を算定しているが、この下水道総事業費には、下水道施設における雨水の排除による浸水対策機能といった水質浄化機能以外の機能に係る費用や既存施設の改修費用といった処理人口の増加に直接結び付かない費用が含まれており、結果として便益が大きく算出されるものとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該地区の事業は、平成4年度に開始したものであり、事業採択時の漁獲量見込みについては資料が現存してしないが、完了後の評価では、平成17年の上半期までの実績値なども踏まえ十分な整備効果があったと評価している。なお、平成12年度新規採択事業から事前評価を実施しており、事業完了後、事前評価で用いた事業効果の見込みに基づいて評価を行うこととしている。</li> <li>・ 自然環境・修復効果については、有識者から構成する委員会で審議された「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」に基づき便益を算定しているものであり、既存のデータを活用した手法としては妥当なものである。</li> </ul>

**事例 1-18 新横浜公園整備事業（神奈川県）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本公園の整備によって、本公園で開催されるサッカーの試合の入場料等からなる「スポーツ観戦価値」が新たに発生するとしているが、本公園が整備されない場合に代替的施設で開催されていたであろう試合に係る便益を差し引くべきではないか。</li> </ul>	<p>国際級のスポーツ大会は、日産スタジアムの存在を前提として実施される。withoutの場合の価値を計測するためには、会場がなかった場合にそもそもイベントがどうなるかを推測する必要があるが、このようなイベントは個別事例であり、会場変更の例はほとんどなく、without価値を計測することができない。</p> <p>Jリーグ級のスポーツ大会は、たとえば現在横浜FCが三ツ沢公園球技場で試合を行っているが、日産スタジアムが供用開始された後も、スポーツ観戦価値がゼロになったというのではなく、利用頻度が落ちているわけではないことから、withoutの場合のスポーツ観戦価値を予測することは困難である。</p> <p>そのため、「withoutの場合を仮定して、その場合にスポーツの試合が代替的施設で開催される場合の価値を推計し、withの場合の価値から差し引く」ことは、現実的に難しく、このような価値を差し引かないこととしたものである。</p>

事例 1-19 岩内港本港地区地域生活基盤整備事業（北海道）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Without 時において、漁船が陸揚作業を行うまでの滞船時間を最大23 時間とするなど、現実に想定される範囲内とは考えられない事態を想定して便益を算定している。</li> <li>・ 本事業は既存の防波堤の改修事業であり、既存の防波堤が整備されているにもかかわらず、晴天時においても市場がある漁業ふ頭の水深-5.0m 岸壁が利用できないとしている（なお、当該岸壁は昭和52 年に完成している。また、本事業は平成9 年度から開始されたもの。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本評価では、港内の各岸壁を陸揚用・準備用・休憩用と設定した利用計画に基づき、滞船改善による便益の算定を行っている。現状は、休憩岸壁においても陸揚・準備作業が行われている。</li> <li>・ 整備による効果を定量的に把握するため、漁業者からのヒアリングによる実績の陸揚用・準備用時間より、前述の利用計画に基づいて、マニュアルにより滞船時間を算定し、便益とした。</li> <li>・ 最大23 時間との想定は、直接的な貨幣価値換算が困難な様々な現象を時間換算したものである。費用便益分析においては、様々な効果を貨幣価値換算するが、現実に現金がもたらされる訳ではない。これと同様に、様々な効果をまず時間換算したのと考えて頂ければご理解頂けるものとする。本事業の便益の算定においては、貨幣価値換算に至るステップとして、時間換算を計算過程で行ったものである。</li> <li>・ 防波堤改良前（without 時）には、気象条件の変化等により防波堤からの越波の影響が大きかったため、荒天時だけでなく常時、漁業者は漁業ふ頭の水深-5m 岸壁の利用が実質できなかった。</li> </ul>

**事例 1-20 由宇港港町地区国内物流ターミナル整備事業（山口県）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の再評価において、由宇港を整備しなかった場合に、現在由宇港で取り扱われている砂砂利を取り扱うこととなる代替港を、前回の評価（柳井港）よりも遠方の港（徳山下松港）に新たに設定している（なお、仮に前回評価と同じ代替港を用いて便益を算定するとB/Cは1を切る。）。</li> <li>・ なお、柳井港の平成17年の砂砂利の海上出入貨物量は45,320トンで、由宇港の65,165トンの70%となっているところ、柳井港の引き続き砂砂利が取り扱われる予定とされている野積場の面積は7,700㎡であり、由宇港の野積場面積は3,943㎡となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 費用便益分析を実施するにあたっては、社会経済情勢や現地の状況を踏まえ、適切に代替港を設定している。</li> <li>・ 現在、柳井港で取扱っている砂砂利については、引き続き柳井港で取り扱うが、柳井港のフェリーターミナルの整備後に飛砂や景観上の観点から砂砂利の取扱が困難な野積場があること、また、国道188号及び住居に近接する野積場では砂砂利の飛散等の問題があり取り扱いができないこと等、前回の評価時から状況の変化があったため、砂砂利を取り扱う野積場が限定され、現在の計画以上の砂砂利の取扱いができない。</li> <li>・ よって、柳井港では由宇港の将来砂砂利取扱貨物量約70,000トンを取り扱うことはできないため、柳井港を代替港とすることは想定できない。</li> <li>・ なお、一般論として野積場の面積と砂砂利取扱貨物量は必ずしも比例するわけではなく、背後企業の需要に応じてヤードの利用状況等が異なることから、地域により必要な野積場の面積は異なるものである。</li> </ul>

**事例 1-21 当別ダム建設事業（北海道）〔国土交通省〕**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「流水の正常な機能の維持に関する便益」として、不特定容量を持つダム（身替りダム）の建設費を便益に計上しているが、多目的ダムを造ることによるスケールメリットにより、身替りダムの建設費が本ダムの建設費用の治水事業分を上回り、治水効果を分析するまでもなくB/Cが1を超える結果となっている。</li> <li>・ 「流水の正常な機能の維持に関する便益」について、評価の客観性を担保するためにも、その算定方法についての検討を早期に行い、その結果等をマニュアル等に明示すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「流水の正常な維持に関する便益」は、「身替りダムの建設費」を便益とする代替法により算出している。代替法は便益を算出する方法の一つであり、代替法による「流水の正常な維持に関する便益」の算出については、様々な課題があることも承知しているが、現時点で知見が集積された最良の方法と考え、この手法に基づいて算出している。なお、「流水の正常な機能の維持に関する便益」については、算出方法を含めて引き続き検討を行う。</li> <li>・ 「流水の正常な機能の維持に関する便益」については、マニュアル等への記載を含めて引き続き検討を行う。</li> </ul>

## 6. その他便益算定に用いられているデータの信頼性に疑問があるもの（3件）

### 事例1-22 国営かんがい排水事業（①鳴瀬川地区（宮城県）、②岩木川左岸地区（青森県））〔農林水産省〕

主な疑問点	各府省の見解
便益として計上されている作物生産効果、営農経費節減効果、更新効果・廃用損失額等について事実確認中。	

### 事例1-23 船窪土地区画整理事業（茨城県ひたちなか市）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本事業費の対象となっている全ての路線を対象とした B/C ではなく、代表路線の B/C のみをもって評価が行われている。本事業については評価をやり直すべきではないか。</li> <li>・ 債務超過が予測され、地価上昇効果についても見込めないことから、ひたちなか市公共事業再評価委員会において事業の採算性等の問題から「休止」すべきとの意見が提出され、市においても変更事業計画が作成途中という状況にあることから、本事業については、「中止」と判断すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、基本事業費の対象となっている都市計画道路すべてを対象とした費用便益分析を行い、平成 20 年度末に再度評価を行うこととしたい。</li> <li>・ 当該事業については現在事業見直し中であるため、最終的に補助金交付を「中止」するかどうかは、事業計画見直し後の再評価結果をもって判断することとし、それまでの当省の対応方針については、上記の再評価の結果を踏まえ、再度判断することとしたい。</li> </ul>

### 事例1-24 高竜土地区画整理事業（静岡県浜松市）〔国土交通省〕

主な疑問点	各府省の見解
基本事業費の対象となっている全ての路線を対象とした B/C ではなく、代表路線の B/C のみをもって評価が行われている。本事業については評価をやり直すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、基本事業費の対象となっている都市計画道路すべてを対象とした費用便益分析を行い、平成 20 年度末に再度評価を行うこととしたい。</li> </ul>

## 7. その他（1件）

### 事例1-25 農道整備事業（西磐井2期）（岩手県）、海岸環境整備事業（農地）（村上地区）（福島県）、畑地帯総合整備事業（名和地区）（鳥取県）〔農林水産省〕

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業農村整備事業等補助事業の期中の評価においては、B/Cの算出は行われておらず、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」等の複数の点検項目及び点検項目ごとに評価の主たる視点又は内容を設け、これを満たしている場合は「○」を、満たしていない場合は「×」とすることにより評価する方式となっている。</li> <li>・ 評価の主たる視点又は内容は、主に費用の増加要因及び現計画と評価実施時点の事業の状況との乖離を確認するものとなっている。</li> <li>・ 評価実施時点での社会経済情勢の変化に照らしたB/Cを算出すべきではないか。仮にB/Cを算出すべきでないことに相応の理由がある場合であっても、効果（便益）の変動要因について点検する項目を充実させるべきではないか。</li> </ul>	<p>農業農村整備事業等補助事業の期中の評価において、B/Cを算定することは、作業量が膨大で事業実施主体である地方公共団体等に多大な負担が生じることから困難である。</p> <p>評価の主たる視点又は内容では、便益の変動要因を点検する客観的な指標として「工法や事業量の変更に伴う事業費増分（労賃又は物価の変動によるものを除く。）が計画事業費の10%未満である。」「受益面積の増又は減が10%未満である。」などの点検項目があり、これらにより、便益の変動についても点検している。</p> <p>現状の点検項目は、地方公共団体等の作業負担等を勘案し設定されたものであるが、これらの項目以外に便益の変動要因を点検する客観的な指標は考えられない。</p> <p>なお、事業をめぐる情勢に著しい変化があれば、計画変更が行われ、B/Cの算定が行われている。</p>

## II その他政策（計 41 件）

### 1. 設定されている指標がもっぱら政策の執行の状況を捉えており、政策効果に着目した指標の設定が望まれるもの（9 件）

#### 事例 2-1 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底〔金融庁〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>法令等の整備状況など業務の実施状況に関する記述が中心となっているが、評価を行うに当たり、政策効果を十分に把握した上で、これを基礎として評価を行うべきではないか。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、本年 8 月に作成・公表予定の平成 19 年度実績評価書においては、金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況、貸金業に関する関係統計資料等を活用して、政策効果を把握した上で、これを基礎として評価を行うこととする。</p> <p>また、本年 6 月に策定予定の平成 20 年度金融庁政策評価実施計画には、上述の指標のほか、これまでの実績評価において活用してきた指標を明記するなど、引き続きより実効性のある政策評価に努めてまいりたい。</p>

#### 事例 2-2 債権管理回収業の審査監督〔法務省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>「債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況」について、政策効果に着目した目標が設定されておらず、具体的な改善状況も明らかにされていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査における指摘事項は、その内容・性質が千差万別であり、個社ごとに指摘事項に関する改善状況を評価するためには、指摘事項の内容・性質、その後の改善に向けた取組状況、改善措置の不履行を理由とした業務改善命令等の不利益処分がなされたかどうかなどを総合的に考慮した上で、本施策の達成目標に照らしてその達成度を測ることが評価方法として最も実態に即しており、目標の達成度を数値化して測ることはできないと考える。</li> </ul>

**事例 2-3** 自治体における住民ニーズの把握や事業評価等を通じた課題解決的な取組の充実や人権に関する学習機会の充実に向けた取組を推進する。〔文部科学省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>指標（『人権教育推進のための調査研究事業』の実施事業数）について、予算積算上の地域数を基に目標値を設定しており、予算の積算どおりに執行できたことのみにより評価している。</p>	<p>人権に関する意識の形成については、本事業による成果のみならず、人のことを思いやる気持ちの低下や偏った個人主義の浸透など様々な要因が考えられ、施策の成果の測定が困難である。</p> <p>また、地域によって優先して解決すべき人権課題は様々であることから、その目標を一律に設定することが難しい。さらに、同和問題のように時間をかけて地域住民の意識を変えていく必要がある問題もあり、毎年度実施している単年度の施策の評価では、その成果を測定することが困難である。</p> <p>これらのことから、数値として施策の成果を間接的に把握するため、実施箇所数を基準に評価を実施しているものである。この基準として、予算積算上の予定実施箇所数を評価指標の目標としてきたところである。</p> <p>しかしながら、御指摘もふまえ、より適切な評価指標を設定できるよう、今後も鋭意検討を行ってまいりたいと考えている。</p>

**事例 2-4** 国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する。〔文部科学省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>「関連施策の実施率」を指標として設定しており、単に関連施策のうち何件の施策が実施されたかのみにより評価している。</p>	<p>本行動計画の実績評価については、行動計画が実施される平成15年度から平成19年度の5カ年をひとつの評価期間として設定している。平成15年度の実績評価を行うにあたって、行動計画に係る56の施策の約8割が実施され、当該計画期間中この水準が維持されることが当該政策の達成状況を判断する指標にふさわしいと判断したところ。</p> <p>平成19年度以降の実績評価における指標及び判断基準の設定にあたっては、政策実施により生じた効果を把握する旨の指標とすることを、改めて検討することとしたい。</p>

**事例 2-5 児童生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。〔文部科学省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
「公立中学校におけるスクールカウンセラーの配置校数」を指標として設定しているが、当該指標の実績が毎年度の評価実施時点において明らかにならないことから、毎年度、計画数をもって達成状況が判断されている。	平成 17 年度、平成 18 年度実績評価においては、前年度における配置実績の集計が間に合わなかったため、計画数をもって達成状況を判断した。 平成 19 年度配置実績については、早期に照会・集計を行い、実績数を実績評価に反映できるよう努めたい。

**事例 2-6 第 3 期科学技術基本計画の方針に沿って、基礎研究について一定の資源を確保する。〔文部科学省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
「大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の予算額」を指標としており、行政活動に投入された資源（インプット）のみにより評価している。	一定の資源を確保する結果もたらされる政策効果を具体的に把握する統一的・横断的な指標を設定することは、基礎研究の特性上難しい。基礎研究の推進に当たっては、一定の資源を確保することにより、大学・大学共同利用機関における研究基盤を整備し、安定的・継続的に支援していくことが重要である。 なお、一定の資源を確保することによる基礎研究の推進状況については、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会等における主なプロジェクトのヒアリングの評価結果を参考とすること等により、政策効果の把握に努めているところである。

**事例 2-7 日韓スポーツ交流事業〔文部科学省〕（事業評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>事業開始時における予算額を基に目標値（本事業による年間交流人数）を設定し、予算額相応の交流が行われてきたものと考えられるため「これまで一定の成果は得られてきた」ものとしており、予算の積算どおりに執行できたことを評価しているに過ぎない。</p>	<p>本事業は、日韓両国の青少年を対象として、スポーツ競技会の開催や合同合宿など、スポーツを主体とした相互の交流を行うことにより、スポーツを通じた日韓両国の友好親善及び国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成を図るものである。</p> <p>平成 18 年度は、現下の厳しい財政状況により、目標人数である 1,600 人を達成することが出来なかったが、平成 18 年度に磐田市が実施した事業においては、参加した小学生 18 人のうち 17 人が「交流相手の選手についての理解が深まった」と回答しており、また、18 人全員が「韓国に対する理解や関心が深まった」と回答していることなどから、スポーツを通じた日韓両国の友好親善及び国際的な視野と資質を持った青少年の健全育成が、予算額相応は図られたものとする。</p> <p>なお、来年度以降においては、委託先の地方自治体に対し、事業に参加した青少年に対するアンケート調査の実施を義務付けたり、翌年度以降も継続して活動を実施することを求めたりするなど、より本事業の成果及び課題を把握するための手法を検討してまいりたい。</p>

**事例 2-8 母子保健衛生対策の充実を図ること〔厚生労働省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>各事業（結核児童療育費、未熟児養育医療費及び小児慢性特定疾患治療研究）の実施状況を基に、実績値に大きな変動がないことをもって「適切に実施されている」と評価しているが、個別目標「児童の治療に係る対策を充実すること」の有効性及び効率性については評価されていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価指標の対象に選定した当該事業は、結核児童及び未熟児等を対象として医療費の自己負担の軽減を図るものであり、対象者にとって医療費の負担軽減という一定の効果が見込まれる有効な政策である。</li> <li>・ 事業の対象者数の多寡をもって一義的に事業の政策的効果を評価できるものではないが、事業の対象となる児童は、毎年一定程度生まれてくることが見込まれる中で、対象者数を経年比較し、その推移を概観することによって、政策の有効性の判断に資するものと思料。</li> </ul>

**事例 2-9 酸性雨・黄砂対策（地球環境の保全）〔環境省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>本来、政策手段である「観測地点数」が政策の効果を示す指標とされている。</p>	<p>国内モニタリングの効率的で確実な実施は、「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」の活動推進に寄与し、国を越えた問題である酸性雨問題を解決するための実態把握等に必要なものです。</p> <p>このため、環境省では、広域的かつ長期的な酸性雨モニタリングを継続的に実施していくため、酸性雨対策検討会での検討を踏まえ、平成 14 年 3 月に「酸性雨長期モニタリング計画」を策定し、当該計画に基づく国内モニタリング体制の整備を進めてきました。</p> <p>現在、指標として設定している酸性雨モニタリング地点数については、当該計画に基づくモニタリングの着実な実施を示す指標のひとつとしていたが、当該計画に基づきモニタリング地点数を既に集約したことから、当初の政策目標を達成したと考えます。このため、今後新たな指標について検討することとします。</p>

## 2. 設定されている指標が政策全体をカバーしておらず、指標の設定・評価方式のあり方について検討が望まれるもの（6件）

### 事例 2-10 栄典制度の適切な運用（栄典行政の適切な遂行）〔内閣府〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>「各界各層から幅広く候補者を発掘し、民間分野の受章者の増加に努めるとともに、民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、女性功労者の発掘、一般推薦制度の適切な運用を図る」ことを政策目的としているが、叙勲等の発令数のみが測定指標として設定されている。</p>	<p>栄典事務の適切な遂行に当たっては、真に受章されるべき候補者を一定の分野に偏ることなく選考し、功績のある人を適切に評価することが重要である。</p> <p>賞勲局では各府省栄典担当者会議や都道府県ブロック会議などあらゆる機会を通じて候補者の適切な選考について各府省等の栄典担当者に依頼しているところであるが、現在の栄典制度は、所管分野ごとに各府省が候補者を推薦し、賞勲局が審査するというシステムを基本としているため、男女別、或いは各分野の受章者数は各府省からの推薦状況に依存している。</p> <p>また、官民比率、民間分野の受章者数、女性受章者数等を達成目標及び測定指数として予め設定することは、各分野の受章者数の固定化を招くことに繋がり、栄典制度の公平性を著しく損なうことになる。このため、これらの数値を達成目標及び測定指標として設定することは適当ではない。</p> <p>今後、適当な達成目標、測定指標が設定できないか検討を行う。</p>

### 事例 2-11 個人投資家の参加拡大〔金融庁〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>測定指標の測定結果のほか、参考指標の測定結果や、測定指標あるいは参考指標として位置づけられていないデータを積極的に活用し、評価結果を導くのであれば、これらを測定指標と位置付けて評価を行うべきではないか。</p>	<p>今回の指摘を踏まえ、「個人株主数の推移」、「特定口座数の推移」について、平成 20 年度金融庁政策評価実施計画を策定する際、測定指標に加えることとしたい。</p> <p>また、「公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）」等については、金融・資本市場への個人投資家の参加状況を示す複数の統計の中で、より全体的な参加状況を示すと考えられるかどうかを再度検討した上で、本評価の測定指標あるいは参考指標として設定するか否か判断したい。</p>

**事例 2-12 保護観察対象者等の改善更生〔法務省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護司の確保については、重点施策の一つとしているが、これを測定・分析する指標が設定されていない。</li> <li>・ 「保護司に対する研修実施状況」については、その効果を直接測定する指標が設定されておらず、その実施状況も評価書上明らかにされていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 18 年度は、保護観察の充実強化に関して特に影響する政策を評価することとし、その指標として研修の充実に焦点を合わせた。よって、「保護司の確保」については参考指標として設定している。</li> <li>・ 本基本目標及び達成目標における保護司に対する研修の効果は、保護司の処遇能力の向上、ひいては保護観察処遇の充実強化、さらには保護観察対象者等の改善更生に表れるものである。また、保護司会が自主的に行う研修を除き、研修は全国統一的な体系の下に実施されているため、保護司研修の実施件数や研修への参加人員等の指標により、当該効果について直接的な測定を行うことは困難である。</li> </ul>

**事例 2-13 政策目標 3-2 他 2 政策目標〔財務省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参考・モニタリング指標から業績指標への変更を検討するなどして、業績指標の充実を図る余地があるのではないか。</li> <li>・ 政策目標の達成度合いを把握・評価するための業績指標が未達成であるにも関わらず、「A 達成に向けて相当の進展があった。」と評価されている。</li> <li>・ 政策目標の達成度合いを把握・評価するための業績指標の過半数が未達成であるにも関わらず、「B 達成に向けて進展があった。」と評価されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務省においては、従来から業績指標の増設により、達成しようとする水準の数値化等に努めているところである。</li> <li>・ 財務省の政策は、国の財政、税制、国庫、通貨、外国為替等マクロ経済運営に関するものであり、また、財務省ではコントロールできない外部要因に大きく左右されることから、定量的な目標を設定することが困難な面があり、目標の達成度を測るのに十分な業績指標の設定が困難な状況にある。 このため、目標の達成度の評価は、業績指標の達成・未達成の結果のみで行うのではなく、業績指標の達成度合いを踏まえつつ各種施策の実施状況も総合的に勘案して行っている。</li> </ul>

**事例 2-14 感染症の発生・まん延の防止を図ること〔厚生労働省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>個別目標「感染症対策の充実を図ること」について、「結核」についてのみ指標及び目標値（「結核患者罹患率の推移（目標値：人口対 10 万人比）」）が設定されており、他の感染症の動向については分析がなされていない。</p>	<p>結核は、感染力が強く、罹患した場合の重篤度も高い伝染性の疾病で、日本において特に罹患患者数が多い感染症の一つであり、国会における感染症法改正時には「結核対策が後退することがないように」との付帯決議がなされている。こうしたことから、国内の感染症対策の充実度合いを測る上でも、また、立法機関である国会の趣旨に沿う意味でも、結核について指標及び目標値を設定。</p>

**事例 2-15 環境基本計画の効果的実施（環境政策の基盤整備）〔環境省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標を達成するための手段である環境基本計画の普及啓発の状況について、「効率的にすすめた。」との記載がある一方、普及啓発の状況を表すと考えられ、本施策の参考指標である「国民の認知度」が低下している。</li> <li>・ 参考指標以外にも総合的な評価の枠組みが別途あるとのことだが、本施策の評価において必ずしもそれらは活用されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「国民の環境基本計画の認知度」は、環境基本計画等の普及啓発の指標となり得るものではあるものの、「国民の環境基本計画の認知度」の平成 14、15 年度と平成 18 年度の調査において、調査方法を郵送からインターネットを用いた方法に変更したことから、回答者の年齢別、職業別属性が大きく異なるところである。このため、継続性のある調査結果とは言い難く、「国民の環境基本計画の認知度」を参考指標として位置づけ、評価書の「評価・分析」欄にも言及しなかったものである。          なお、平成 14、15 年度と平成 18 年度の調査において、調査方法が異なることからその結果を単純に比較できない旨を明記するなど、今後はより分かり易い評価書の作成に心掛けて参りたい。</li> <li>・ 環境基本計画の進捗状況を評価する手法としては、中央環境審議会における点検・評価が最も信頼のおけるものであるが、その活動はスタートしたばかりであり、今後その枠組みの充実や見直しも予想されることから、それを見極めた上で、その点検・評価結果の活用の可能性について検討することとしたい。</li> </ul>

### 3. 設定されている指標と政策目的との関係が必ずしも明らかでなく、両者の関係をより明確化することが望まれるもの（3件）

#### 事例2-16 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること〔厚生労働省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>「出産・育児等に対応した女性医師の多様な就業を支援する」政策について、女性医師数のみが指標とされており、政策の効果を測定・分析するための指標が設定されていない。</li> <li>「看護職員の離職の防止・再就職を支援する」政策について、看護職員の数のみが指標とされており、政策の効果を測定・分析するための指標が設定されていない。</li> </ul>	<p>就業看護職員数は、看護職員確保モデル事業等により再就職した以外の者を含むものであるが、再就業や離職防止のための普及啓発活動等の様々な施策を講じているところであり、そのような施策の効果も含め、当該目標の達成状況を判断することが適切ではないかと考える。</p>

#### 事例2-17 若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化〔厚生労働省〕（事業評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>事業の目的「中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現すること」の達成状況を評価するための指標として、事前評価において「ジョブサポーターの求人開拓件数」を設定していたが、事後評価においては評価指標から除外され、その達成度合いが評価されていない。ジョブサポーターが新規学卒者等の雇用にどのような影響を与えたかとの観点からの評価を行うべき。</p>	<p>事前評価書作成（平成15年）後、中学・高校卒業者については、新卒者の求人が増加に転じた状況に鑑み、ジョブサポーターの業務としては、求人を開拓することよりも、生徒に対する十分な相談等を通じて、マッチングを図ることに重点を置くこととした経緯から、求人開拓件数ではなく、新規高卒者の就職率及びジョブサポーターによる相談件数を評価指標としているものである。</p>

#### 事例2-18 中古住宅・不動産流通を促進する〔国土交通省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>指標（107「既存住宅の流通シェア」、108「住宅の利活用期間」）については、住宅着工統計や住宅・土地統計調査を用いていることから、平成15年以降の実績が把握できないため、指定流通機構（レイズ）の既存住宅成約件数のデータを補助的に活用して、指標の改善または悪化について判断しているとのことだが、指定流通機構（レイズ）の既存住宅成約件数のデータと指標との関係を評価書上具体的に説明すべきである。</p>	<p>国土交通省としては、評価書に判定根拠を簡潔に示しているとの認識で記載したところではあるが、貴省の見解を踏まえ、より具体的な説明を評価書に追記する。</p>

#### 4. 数値化等による指標の特定について改善が望まれるもの（2件）

##### 事例2-19 原子力安全対策（原子力安全対策）〔内閣府〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない測定指標（「国及び地方公共団体が主催する原子力防災訓練への参加状況」等）がみられる。</li> <li>・ 目標に関し達成しようとする水準が特定されている測定指標についても、設定後の実績が目標値を上回っているものがある。</li> </ul>	<p>（目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない測定指標について）</p> <p>今回の疑問点も踏まえ、これらの指標に関して、平成20年度実施計画においては、より適切な目標設定について、その見直しも含めて検討していきたいと考えている。</p> <p>（設定後の実績が目標値を上回っている状況にある測定指標について）</p> <p>過去の規制調査の実績や原子力防災訓練の回数を考慮して設定したが、今後の目標値設定に際しては、調査の実施方針や訓練内容の検討結果も考慮し、目標値の見直しも含めて検討を行いたいと考えている。</p>

##### 事例2-20 少年非行防止・保護総合対策の推進（市民生活の安全と平穏の確保） 他 14目標〔警察庁〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>認知件数、検挙人員、検挙件数等を測定指標として設定している業績目標のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものと特定されていないものがあるが、特定されていないものについて数値化等を検討する必要がある。</p>	<p>「平成19年実績評価計画書」及び「平成20年実績評価計画書」においては、可能な限り、達成しようとする水準を明確化するよう指標及び達成目標の見直しに努めている。</p>

#### 5. 最終的な目標値に対応した中間年度の目標値の設定が望まれるもの（3件）

##### 事例2-21 交通安全意識の向上（安全かつ快適な交通の確保）〔警察庁〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>業績指標②「シートベルトの着用者率」及び業績指標③「チャイルドシートの使用者率」の平成22年における達成目標は、「率を向上させる」であり、その達成に向けての各年における達成度合いが判断できないものとなっている。</p>	<p>シートベルトの着用者率及びチャイルドシートの使用者率の向上については、ご指摘を踏まえ、今後の計画に際して達成目標の設定について検討してまいりたい。</p>

**事例 2-22** 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること〔厚生労働省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>「男性の育児休業取得率」について、閣議決定である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」に設定された目標値「10%」の実現に向けた各年度の目標値の設定、評価が行われていない。</li> <li>指標「育児休業取得率（目標：対前年度増）」について、男性についてはほぼ横ばい（0.5%前後を推移）である一方で、女性については上昇傾向にあることをもって、「取組は個別目標の達成にとって有効・効率的であった」と評価している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男性の育児休業取得率 10%」は「概ね 10 年後の目指すべき社会の姿」として、潜在的な取得希望者に更に上乘せした理想的な数値であり、この社会の姿の実現については、行政の両立支援施策のみではなく、国民の意識の変化によるところも大きいことから、個々の施策の達成度を測る指標としては、「前年以上／毎年」とし、「目指すべき社会の姿」の達成に向けた進捗度合を評価していきたい。</li> <li>男性の育児休業取得率の動向も含め、男性の育児参加促進施策の有効性等について、今後の評価の中で検証することとする。</li> </ul>

**事例 2-23** 産業廃棄物対策（廃棄物・リサイクル対策の推進）〔環境省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>指標「産業廃棄物の排出量」の値は経年的に上昇トレンドを持ち、平成 22 年度を目標年として設定されているところ、平成 16 年度の施策について、平成 16 年度実績値が平成 22 年度の目標値を下回っていることをもって評価を行っている。</p>	<p>本評価では評価書の指標欄において各指標の基準値、目標値及び経年変化を掲載しており、評価・分析欄の記載はその動向に基づくものである。</p> <p>当該施策の有効性は、平成 16 年度の産業廃棄物の排出量が平成 22 年度の目標値を下回っていることのみで判断しているのではなく、評価書の指標欄に記載している平成 14 年度から 16 年度までの排出量の動向を見ると、基準年の値と比較してほぼ横ばいであることを踏まえ、評価を行ったものである。</p> <p>今後、施策の有効性については、できるだけ分かり易い記述となるよう努めてまいりたい。</p>

## 6. 判断基準について過去の実績を踏まえた見直しが望まれるもの（6件）

### 事例2-24 児童生徒の安全を守るため、学校における安全確保のための取組を推進する。〔文部科学省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における安全確保のための取組状況に関する指標（「防犯マニュアルを活用している学校の割合」等）について、平成15年度において既に達成されている数値を目標値として掲げている。</li> <li>・ 指標の測定に当たって、一部について実施された場合も含めて実施したこととしており、政策の有効性を判断する基準として適切かどうか疑問がある。</li> </ul>	<p>子どもの安全対策能力の向上を図るための取組については、施設設備の整備などのように、前年度の整備率が次年度の整備率に追加されるような主旨の指標ではなく、年単位で増減が見られる可能性も強く、施策目標期間中の平成14年度から平成18年度までの間は当初想定した50%を目標としたものである。なお、指標に関する調査結果が蓄積し、一定の傾向が見られることから、平成19年度以降の指標については、当該指標について検討を行うこととしたい。</p> <p>また、学校は、防犯、交通安全、防災など様々な課題を限られた時間で取り組む必要があることから、隔年毎で、それぞれの取組を行う場合があり、このような場合を指標から外すことは不適切と考えられることから、指標毎にそのあり方を検討して参りたい。</p>

**事例 2-25** 平成 22 年度までに、世界レベルの知的クラスターを 10 拠点程度育成することにより、国際競争力のある地域イノベーション・システムの構築を通じた我が国の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化を図る。〔文部科学省〕  
(実績評価)

主な疑問点	各府省の見解
<p>指標（「優れた知的クラスターの育成数」）について、前年度までの実績により既に達成されている水準を目標値として掲げている（8～10 拠点で「想定どおり達成」、11 拠点以上で「想定以上に達成」としているが、平成 17 年度において 10 拠点達成済み。）。</p>	<p>本達成目標は、毎年度ごとにその水準を設定するものではなく、世界レベルのクラスター形成の必要性を指摘する第 3 期科学技術基本計画の期間において、最終的に達成すべき水準として設定している。従って、毎年度の実績評価は最終的な水準に向けてのマイルストーンとしての評価となっている。</p> <p>知的クラスターの評価は、その特性上多数の外部有識者の参画を得て、多岐にわたる観点から総合的な評価として実施することが必要であり、目標の達成状況の評価については、事業 3 年目の地域に対して実施する中間評価の結果に基づき判断した。</p> <p>単年度ごとに事業実施地域の評価を行うことは評価実施者に対する過重な作業負担となるため困難であり、中間評価と事業終了後の終了評価により評価することとしている。</p> <p>中間評価は最終的な評価ではなく、現在、終了した地域から終了評価を行っているところであり、目標期間中は達成目標の水準が維持されることが、達成状況を判断する上で適切であると考えられる。</p> <p>来年度以降の指標及び判断基準の設定に当たっては、現在実施している終了評価の結果等も踏まえて、改めて検討することとしたい。</p> <p>※「国の研究開発評価に対する大綱的指針」（平成 17 年 3 月 29 日内閣総理大臣決定）第 2 章 評価実施上の共通原則</p> <p>○ 4. 評価時期の設定 「5 年以上の期間を有したり、－（中略）－評価実施主体が、当該研究開発の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば 3 年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。」</p> <p>○ 5. 評価方法の設定 （5）評価に伴う過重な作業負担の回避 「評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動のための時間や労力を著しく費やすことのないように留意する。」</p>

**事例 2-26** 平成 22 年度までに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各都道府県に 1～2 箇所程度育成し、新技術シーズの創出や産学官連携基盤の構築を通じた我が国の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化を図る。〔文部科学省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>指標（「優れたエリアの割合」）について、前年度までの実績により既に達成されている水準を目標値として掲げている（「4割以上5割以下」で「想定どおり達成」、「5割より多い」で「想定以上に達成」としているが、平成 17 年度において、「評価実施済地域数 19 地域に対して優れたエリア地域数 15」を達成済み。18 年度においては「評価実施済地域数 28 に対して優れたエリア地域数 23」。）。</p>	<p>本達成目標は、毎年度ごとにその水準を設定するものではなく、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスター形成の必要性を指摘する第 3 期科学技術基本計画の期間において、最終的に達成すべき水準として設定している。従って、毎年度の実績評価は最終的な水準に向けてのマイルストーンとしての評価となっている。</p> <p>都市エリアの評価は、その特性上多数の外部有識者の参画を得て、多岐にわたる観点から総合的な評価として実施することが必要であり、目標の達成状況の評価については、3 年間の事業終了後の地域に対して実施する事後評価の結果に基づき判断した。</p> <p>単年度ごとに事業実施地域の評価を行うことは評価実施者に対する過重な作業負担となるため困難であり、目標期間中は達成目標の水準が維持されることが、達成状況を判断する上で適切であると考えます。</p> <p>来年度以降の指標及び判断基準の設定に当たっては、これまでの実績を踏まえて、改めて検討することとしたい。</p>

**事例 2-27** 平成 22 年度までに、全ての都道府県、政令指定都市が独自の科学技術政策大綱等を策定し、かつ、経済情勢等に応じ、適時適切に当該大綱等の見直しをするよう促すことで、地方公共団体による、より自主的、主体的な科学技術活動の展開を実現する。  
〔文部科学省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標（「都道府県及び政令指定都市における科学技術政策大綱の策定割合」）について、平成 14 年度において既に達成されている水準（80%）を目標値として掲げている。また、平成 16 年度以降策定数が増加していない一方で、評価結果を「想定どおり達成」としている。</li> <li>・ 目標達成年度が、平成 18 年度から 22 年度に変更（延長）されているが、目標期間全体における取組や最終的な実績等が総括されていない。</li> </ul>	<p>（評価結果を「想定どおり達成」としていることについて）</p> <p>本達成目標は、「都道府県・政令指定都市の過半数以上は必ず策定されているべき。都道府県・政令指定都市の 8 割以上が策定されているのが望ましい」との考えから、80%以上を「A（想定どおり達成）」、100%を「S（想定以上に達成）」と設定した。</p> <p>地方公共団体に対して、策定及び見直しを実施するよう促しているが、本来的に地方公共団体の主体性に委ねられる性質のものであるため、策定割合の増加率ではなく、目標期間にわたってどの程度の地方公共団体が整備しているかについての水準に基づき評価を行っている。</p> <p>（目標期間全体における取組や最終的な実績等の総括について）</p> <p>平成 18 年度までの策定割合により、当初の目標は想定どおり達成したとの認識であったが、「第 3 期科学技術基本計画」において、地方公共団体の更なる積極的役割が求められていることに伴い、策定割合の更なる増加を目指し、引き続き達成目標として延長したものである。</p> <p>来年度以降の達成目標や指標、判断基準については、改めて検討したい。</p>

**事例 2-28** 福祉から自立に向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと〔厚生労働省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標「障害者職業能力開発校の修了者における就職率」の目標値として前年度実績（68.5%）を下回る「60%」以上としている。</li> <li>・ 「障害者職業能力開発校の修了者における就職率」は平成 16 年度以降年々低下している一方で、「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の効果的な支援策となっている」、「障害者の就職促進を図るための手段として有効なものであった」と評価している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者職業能力開発校においては、職業能力開発基本計画に基づき、就職困難度の高い障害者に対する職業訓練に重点を置いて実施することとしており、平成 17 年度と同水準の就職率を維持することは困難と判断し、「就職率 60%以上」とした。</li> <li>・ 入校者全体に占める就職困難度の高い障害者の割合は平成 16 年度と比べ約 6%も上昇しているにもかかわらず、就職率については概ね横ばいで推移しているため、左記の通り評価した。</li> </ul>

**事例 2-29 人材の育成・確保（意欲と能力のある担い手の育成・確保）****中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進（都市との共生・対流等による農村の振興）〔農林水産省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>一定の水準を確保・維持することを目標としている政策について、一律に達成度合 90%以上の場合にランク「A」（おおむね有効）としているため、達成目標に達していない原因が時々の社会経済情勢によるものか、又は政策効果がなかったことによるものか必ずしも判別できない。</p>	<p>本 2 目標は、アウトカムに基づくものであり、時々の社会経済情勢に左右される可能性があるという当該目標の特性を踏まえれば、90%という水準を超えていれば政策が効果を発揮していると位置づける農林水産省政策評価基本計画（農林水産大臣決定）の考えを適用してランク分けを行うことが妥当である。</p> <p>なお、目標とする水準をわずかでも下回れば政策が有効でないとする事は、政策を円滑かつ継続的に推進する上で、問題が大きい。</p>

**7. 従前設定されていた指標について当該年度の実績を踏まえた評価が望まれるもの（8 件）****事例 2-30 スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける。〔文部科学省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度までは、「体力・運動能力調査」結果を用いた指標が設定されていたが、平成 18 年度実績評価においては設定されていない（参考指標として設定されている。）。</li> <li>新たに「『今の子どもスポーツ環境の変化』に関するアンケート調査」結果を用いた指標を設定しているが、当該アンケートは 3 年に 1 回の頻度で実施されるものである。</li> </ul>	<p>実績評価の実施時期において、当該年度（18 年度）の「体力・運動能力調査結果」は公表されておらず、また、前年度（17 年度）調査結果は、当該年度（18 年度）に取り組んだ施策の効果を測る指標として適当ではないため、『スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける』という目標の達成のために、国に期待されている「スポーツ環境の整備」について、「今の子どもスポーツ環境の変化」に関する世論調査の結果を指標とした。</p> <p>しかし、当該世論調査は、3 年に 1 回程度の頻度で実施されており、毎年度継続して施策の効果を測ることはできないため、19 年度以降の実績評価における指標及び判断基準の設定にあたっては、取り組んだ施策の効果を継続的に把握できる指標とすることを改めて検討することとしたい。</p> <p>（参考）20 年度政府予算案に「児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた調査分析」として、全国の小学校 5 年生、中学校 2 年生の体力・運動能力を把握するための予算を新規に計上。</p>

**事例 2-31 政策医療を向上・均てん化させること〔厚生労働省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>目標（発表論文数を前年度と比較して増加させること）を達成していない一方で、「前年度よりは減少したものの前々年と比べて増加傾向である」として「施策目標をほぼ達成したもの」と評価している。</p>	<p>指標の減少の理由としては、研究員の人事異動等一時的な事情によるものが大きかったと考えており、しかも対前年度比<math>\Delta 0.1\%</math>という、非常に僅かな減少を評価において重大なものと捉えることは適当ではないと考え、もう一つの指標であるホームページへの年間アクセス数が大幅に増加していることも踏まえ、施策目標をほぼ達成したと評価したものである。</p>

**事例 2-32 感染症の発生・まん延の防止を図ること〔厚生労働省〕（実績評価）（再掲）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>あらかじめ設定した目標（「定点医療機関の全国充足率（目標値：おおむね 100%/毎年度）」及び「感染症指定医療機関病床数（目標値：約 1900 床）」）を達成していない一方で、「概ね目標を達成できているものと評価できる」と評価している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定点医療機関については、全国充足率が 80%である現在でも制度目的を概ね達成できているものと考え「概ね目的を達成」と評価。次回以降の政策評価では、理想的な充足率である 100%に達しない原因を分析し、政策の見直しを検討する等により、感染症対策の一層の充実に役立てたい。</li> <li>・ 感染症対策の充実度を測る目標値としては病床数を指標とすることでおおむね適切な評価が得られると考えており、今後は、より適切な目標値となるよう必要な検討を行う。</li> </ul>

**事例 2-33 医薬品の適正使用を推進すること〔厚生労働省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>あらかじめ設定した指標（「医薬品購入者のうち相談者・質問者数の割合」）の達成状況についての評価を行わずに評価結果を導いている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医薬品の適正使用については、指標及びその目標値の設定が難しい面がある。現在設定している指標が年々減少していることについては、①相談・質問する者が減少し、普及啓発が推進されていないとの分析と、②医薬品購入の際の不安や疑問等が情報提供、服薬指導により少なくなり、普及啓発が図られているとの分析の両方が考えられるが、お薬相談事業などの（社）日本薬剤師会の事業等の実施状況も含め総合的に勘案した結果、薬剤師が適切な情報提供を行うためのツールとして当省が作成したリーフレット、ポスター等を活用したことで、医薬品購入者の購入時の不安を少なくすることができているとの結論に達し、「医薬品の普及啓発の充実・徹底を推進している」と評価した。</li> <li>・ 今後、より適切な指標が設定できるよう、必要な検討を行う。</li> </ul>

**事例 2-34 企業等OB人材活用推進事業（委託事業）（経営革新・創業促進）〔経済産業省〕（事業評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>事前評価の際に設定した「平成 17 年度末までに、マッチングを 3,300 件成立させる」についての分析を行わずに評価結果を導いている。</p>	<p>目標値の達成状況については定期的に把握するとともに、実績が上がらない要因についても分析をしていたが、事後評価においては、本事業の中小企業支援の実態を踏まえたその他の成果について記載した。</p>

**事例 2-35 中小企業連携組織対策推進事業費（補助事業）（経営革新・創業促進）〔経済産業省〕（事業評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>事前評価の際に設定した「中小企業診断士の有資格者数」について測定結果や目標の達成状況を明らかにせずに評価結果を導いている。</p>	<p>事後評価に当たり、単に有資格者数をもって事業の評価をするのではなく、事業を実施したことによる効果を重点に事業の評価をする方が適切と考え、その他の成果について記載した。</p>

**事例 2-36** 流通業等強化資金（平成 18 年度より企業活力強化資金に変更）（政策金融）（まちづくりの推進（旧：中心市街地活性化事業の推進））〔経済産業省〕（事業評価）

主な疑問点	各府省の見解
融資額・融資件数を基に評価結果が導かれており、本事業の実施により得られた政策効果が把握されていない。	平成 17 年 4 月の個人情報保護法の施行を受け、実施機関である中小企業金融公庫等において融資のために収集した事業者情報を活用して、経済産業省がアンケートを実施することが困難となった。

**事例 2-37** 中心市街地等中小商業活性化施設整備事業（補助事業）（まちづくりの推進（旧：中心市街地活性化事業の推進））  
中小商業活性化総合補助事業（補助事業）（まちづくりの推進（旧：中心市街地活性化事業の推進））〔経済産業省〕（事業評価）

主な疑問点	各府省の見解
事後評価の際に用いた「中心市街地活性化支援事業等に係るフォローアップ調査」は事業者の認識を把握するものとなっており、事前評価の際に定めた指標「補助事業実施前と実施 1 年後の来街者数の変化」等を測定するものとなっていない。	平成 15 年度に実施した「中心市街地活性化支援事業等に係るフォローアップ調査」では、事前評価の際に定めた指標である「来街者数の変化」（「通行量」として設問）等を調査対象とするアンケートを実施し、通行量への寄与等に関する定量的な評価は行ったものの、具体的な変化量等の測定までは行わなかった。

**8. 測定指標等の状況と評価結果の結びつきの説明について改善が望まれるもの（3 件）**

**事例 2-38** 情報通信システム整備促進事業〔総務省〕（事業評価）

主な疑問点	各府省の見解
本事業の平成 11 年度から 17 年度までの実施事業数が合計 721 件であることを踏まえ、「本事業の有効性が認められる」と評価しているが、本事業による補助を受けて行われたシステム開発や当該システムの運用の状況が明らかにされていない。	721 件の事業において開発されたシステムの数や現在の運用状況に係る調査結果を踏まえ、再度分析を行い、評価書を修正することとしたい。

**事例 2—39 対ベトナム国別援助政策（政府開発援助）〔外務省〕（総合評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>各事務事業の評価は、各重点分野に含まれる全てのプロジェクト等を念頭に置いて行われたとのことだが、評価書では成果の出ている分野のみを例示しており、全体の状況を踏まえた評価になっていない。</p>	<p>外務省による ODA の政策レベル評価については、それが個別のプロジェクトあるいはプログラムの評価を直接の目的としたものではないことから、各事務事業の評価では、多くのプロジェクトを例示することには困難が伴うものの、今後は、各重点分野の全体的な状況を踏まえた横断的な評価内容等を記載することが適当であるという貴省の指摘を踏まえた評価書を作成するよう努める。</p>

**事例 2—40 意欲に溢れ、豊かで住みよい農村の実現（都市との共生・対流等による農村の振興）〔農林水産省〕（実績評価）**

主な疑問点	各府省の見解
<p>昨年度まで目標値を下回っていた実績値の算出方法を変更したことにより、実績値が目標値を大きく超えている（達成状況 161%）。</p> <p>一つの目標を測定するために設定された個々の指標について、達成状況が 100% を大きく超えるものと芳しくないものを単純に平均している。</p> <p>実績値の算出方法の変更に併せ、達成目標を見直すべきではないか。</p>	<p>農村部の人口減少等を反映させ、より適切に評価する観点から、実績値の算出において分母の「整備対象地域の人口」を従来の「平成 14 年度の数値」から「各年度の数値」に改めた。</p> <p>これにより、実績値が目標値を上回ることとなったが、当該指標は、全国の汚水処理人口普及率目標を定めた社会資本整備重点計画等の他の公共事業計画と連携をとり、総合的に検討して閣議決定された土地改良長期計画（平成 15 年 10 月閣議決定）に基づいて設定されたものであることから、政策評価において、先行して達成目標の変更を行うことは、適当でない。</p> <p>このため、「19 年度に実施した政策の評価」においては、当該指標に対する実績を算出するが、「達成状況欄」は空欄として達成度を判断しないこととする。</p> <p>また、新たな土地改良長期計画の策定（平成 20 年夏頃）の中で、適切な指標について検討している。</p> <p>なお、当該目標に係る各指標は、性格がまったく異なることから、何らかのウエイトを付けて加重平均することは不可能であり、単純に平均することが妥当である。</p>

## 9. その他（2件）

### 事例2-41 国際交流・国際協力の推進（男女共同参画社会の形成の推進）〔内閣府〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>企業を対象としたセミナーに関する達成目標（アンケート結果で回答者の過半数から肯定的評価を得る）について、同セミナーが開催されなかった一方で、別の目標（「東アジア男女共同参画担当大臣会合」）に「その趣旨を発展・統合させて実施」としている。</p>	<p>「東アジア男女共同参画担当大臣会合」において、先進企業の取組事例を紹介するとともに、「ワーク・ライフ・バランスと男女共同参画」をセッションの一つとして設けて議論及び好事例を共有し、その成果を「東京閣僚共同コミュニケ」として国民に公表することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスの理解の促進に資することができたものの、参加者の対象範囲や事業の開催目的等について差異があり、開催目的は十分には達成されなかったため、その達成状況を「達成に向けて一部進展があった」に訂正することとする。</p>

### 事例2-42 平成16年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替える（環境への負荷低減）〔防衛省〕（実績評価）

主な疑問点	各府省の見解
<p>実績評価対象項目について、実施計画と評価書で体系が異なっており、実施計画では8つの下位目標により評価されることとされている基本目標について、評価書では、8つのうち7つの下位目標により評価が行われており、残りの下位目標については、他の基本目標の下に設定されている。</p>	<p>現在作成している平成20年3月公表予定の平成19年度評価書においては、実施計画に掲げている体系と整合を図ることとする。</p>